

会 議 記 録

会議名称		第15回杉並区環境清掃審議会
日時		平成18年9月19日(火) 午後1時30分～午後4時03分
場所		区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員名	丸田会長、田代委員、原口委員、松原委員、柳澤委員、 山名委員、奥山委員、内藤委員、岩島委員、岸委員、井口委員、 奥委員、小池委員、志村委員、大澤委員、境原委員、岡田委員 (17名)
	区側	榎根アドバイザー、環境都市推進担当課長、環境課長、環境清掃部長、 清掃管理課長、ごみ減量担当課長、建築課長、調整担当課長、 都市計画課長、みどり公園課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長
傍聴者数		11名
配布資料等	当日	(素案) 都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間) 事業に係る環境影響評価準備書に関する意見について(答申) 追加意見
会議次第		第15回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 議 題 (1) 都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間) 事 業に係る環境影響評価準備書に対する意見について 3 その他 4 次回(第16回)開催予定

会議の内容
および
主要な発言

1 都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業に関する環境影響評価準備書に対する意見について

・外環ノ2は、廃止していただきたいという意見を出していてもいいと思う。「進めることには疑問があります。」と素案にあるけれども、疑問があるということではなくて、外環ノ2は切り離して、廃止すべきであると言えないものか。

・5項目目、「ハーフインターであってもその必要性が低いと考えております。なお、この場合はICなしの環境影響評価書の作成を望みます。」これは明確にインターチェンジなしとは言い切っていないので、できればきちっと言い切って、杉並の姿勢を貫き、やむを得ずやる場合の予測で、なしの影響評価をして欲しいと、そういう形の表現にするべきではないか。

・大深度法が適用されなかったときにどういうふうにするか、ということについてはお考えなのか。それがないと、いざふたを開けてみたらというようなことがあってはいけないと思うが。

・せっかく、地下水流動保全工法の資料をいただいたが、素人が見て何が何だかよくわからないのが実際である。私たちにすれば、絶対とは言わないが、地下水流動保全工法、これが安心だよというのが、これで示されているのかどうかというのが私には疑問である。

・地下水流動保全工法ですが、杉並区では井荻トンネルに関してこの工法をやったところが詰まってしまったと把握しているのか、都がやらなかったところがうまく流れていないのか、その辺はどう把握されているのか教えて欲しい。

・地下水流動保全工法をインターネットで調べてみたが、項目だけ出ていて、内容は全然うたっていない。はっきり言ってまだまだ未完成だと思うし、地下水流動保全工法をやれば大丈夫だというような安心感はともこれでは得られない。これで完全に影響がなくなるという読みはちょっと甘いので、危険予測をもうちょっときちっと見ていくべきではないかと、そういう要求をすべきだと思う。

・外環ノ2は要らないということについては、経費が倍かかるわけである。何としてもこのつけを子どもや孫たちに残したくない、最小限でやりたいというのが一つの大きな「要らない」である。それから、この間も現地を歩いたが、静かなまち並み、景観を壊したくない。そのまち並みを分断するような外環ノ2はまったく不要ではないかと、この間歩いてつくづく感じた。

・今いろいろ出された点について、放射5号線のときに意見書をつけて、都市計画審議会に提出したという経過がある。そういう点では、今日の審議の中で慎重に丁寧にやるというのが筋で、どうしても一言加えていただきたいのは、拙速に行くべきではないということである。

2 次回の日程

次回の日程は、11月17日（金）です。

第15回環境清掃審議会発言要旨 平成18年9月19日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況のご報告をいたします。ご欠席の連絡をいただいているのが、安井委員、馬奈木委員、山室委員、宇都宮委員の4名でございます。また、まだお出でになっていない方がいらっしゃいますけれども、ただいま16名の方がご出席ですので、24名中の16名ということで、定足数は過半数ですので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>また、本日、地下水に関するアドバイザーとしまして、榎根筑波大学名誉教授に、前日に引き続きましてお出でいただいております。よろしく申し上げます。</p> <p>また、事務局側の環境清掃部長が、ただいま別の会議がございまして、大変申しわけないんですけれども、遅参してまいるということでございます。</p> <p>また、傍聴の申し出ですけれども、ただいま8名の方から申し出をいただいているところでございます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日机上に配付しているものとして、本日の次第、席次表、それから、答申の素案、追加で3名の方から意見をいただいておりますので、それを一表にした「追加意見」と記されたものでございます。</p> <p>それから、平成17年9月に発行されました、これまでの検討の総括という白いパンフレットですが、お持ちでない方もいらっしゃるので、改めて配付させていただきました。</p> <p>不足資料がありましたら、お申し出をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆様方、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、先回ご熱心に審議していただきました外環の事業に関する環境影響評価準備書に関する答申案について、再度ご議論をお願いするというので、事務局と私で打ち合わせまして、素案たるものを用意させていただきました。それを中心に協議をお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、最初に事務局からご説明をお願いいたします。</p>

<p>環境課長</p>	<p>お手元の「環境影響評価準備書に対する意見の答申」を説明させていただければと思います。</p> <p>素案のまとめ方ですけれども、委員の皆様から事前にいただいた意見と、前回9月8日の審議会で出されました意見、それと先週までにいただいた3件の追加意見をもとに、会長の指示を仰ぎながらまとめさせていただきました。もう一つ、方法書のときに出した審議会の意見がございますので、それと整合させるようなまとめ方をさせていただきました。それから、本準備書では特に環境保全に対する意見を出すということで、環境保全に対する意見を中心に、類似した意見をまとめるようにさせていただきました。</p> <p>お手元の資料は素案でございます。鏡は定型のもので、1枚お開きいただきたいと思います。右上に「別紙」と記載しております。まとめ方としまして、1番目が全体的な意見としまして、2番目以降で個別の大気質から意見を付けさせていただきます。</p> <p>それぞれの意見は頭のところに○を付けておりますけれども、それぞれの意見の後に括弧をしまして、どこで出た意見かということに記載しております。例えば、全体的な意見のところの1つ目で言いますと、一番最後に（9／8審議会）と記載しておりますけれども、これは審議会で出たものでございます。</p> <p>それから、以前にいただいた意見で、それぞれ番号が付いていますので、1-1、1-2と記載しております。全体の意見については、zというアルファベットが付いています。それから、関連するものについては、方法書なり、そういったことをそれぞれに記載しております。</p> <p>それでは、少しお時間をいただきまして、今日は初めてお配りしますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>1 全体的な意見</p> <p>○準備書に関する意見を諮問されましたが、法や都条例に決められた時間的な制約で、十分な検討ができたとは言えません。基本的な問題について十分説明されているとは言えないことを国や都に述べていただきたい。</p> <p>○外環の必要性についての考え方、具体的数値等は時代と共に変わることもあり得るので、事業者はこうした変化を的確にとらえ、関係自治体や住民等に直ちに情報提供すべきです。各環境項目の予測数値についても同様です。</p>
-------------	--

○環境影響評価結果や地下水保全対策をはじめとする環境保全対策、さらには当該道路建設に関する総事業費、費用対効果、交通量推計等の基本的な予測について、十分にデータを示し説明する必要があります。評価結果とその根拠となるデータを分かりやすく区民に説明し、理解を得ながら進めるべきと考えます。

○本事業については、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）に基づく数少ない大規模な事業であり、計画の策定、工法や環境保全対策の検討にあたっては、環境影響の回避・低減について、厳正な調査が必要です。特に水環境の評価においては、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」（平成16年2月、国土交通省）を踏まえ、適切に評価されるべきものであり、本準備書の厳正なる検証を要望します。

○当該路線が計画されている杉並区の地域には、都立善福寺公園、井草八幡宮などに未だ貴重な自然環境が残っており、後世に引き継ぐべき区民の貴重な財産があります。都市計画変更案では、当該路線と青梅街道との交差箇所についてはハーフインターチェンジを設置する案となっており、その場合、これに伴う通過交通の流入や交通渋滞などの交通問題と、善福寺池や地下水脈への影響、大深度地下部分が地表に露出されることによる、騒音、排気ガスなどの影響は避けられないと思量いたします。こうしたことから杉並区は、青梅街道インターチェンジについては、ハーフインターであっても、その必要性が低いと考えております。なお、この場合はI Cなしの環境影響評価書の作成を望みます。

○環境影響評価は事業開始前に行う予測であるため、事業開始後に、予測と異なる環境への悪影響が発生することはあり得ることであります。危機管理の上からも、万が一、こうした悪影響が発生した場合の対応については、あらかじめ明確にしていきたい。

また、大深度区間で、火災等の災害が発生した場合の地上部環境への悪影響の回避や安全確保のための対策についても明確にすべきです。

○工事中の影響については、大深度地下を活用した地下式トンネルの工事では避けがたいと考えます。特に、I Cを設置することになれば、工事に伴う地下水への悪影響が想定されるため、類似した事例をよく調査し、区民に納得のいく説明をしていただきたい。

○環境影響評価について、国と東京都は区民が疑問を抱かぬよう、本準備書では

不足すると指摘した以下に述べるような調査を含め、必要に応じて調査を追加し、適切な対策を講ずるよう強く要望します。

なお、指摘する項目には、方法書に基づく予測項目以外のものもありますが、必要に応じそれぞれについて追加調査を行い、事業を進めていただきたい。

○地上部の外環の2については、環境影響評価の対象外ですが、外環本体との関連が深いため、この取り扱いを保留したまま事業を進めることには疑問があります。

2 大気質

○大気質の分布は、I Cや換気塔周辺を面的に把握する必要があります。特に青梅街道I C周辺予測は3地点のみですが、近隣住民の生活状況に十分配慮し、調査地点をきめ細かく設定して追加予測すべきであります。

○工事期間中の工事の規模や計画を明らかにし、工事車両の渋滞等による大気質の予測を明確にしていきたい。

○I C付近は、走行速度が低下し、渋滞もあるため、不完全燃焼による窒素酸化物やS PMの増加が懸念される。また、自動車の排ガス、タイヤの巻き上げ等による粉じんの発生も予測されるため、追加調査をする必要があります。

○大気質は、供用時には現在よりも環境改善されるよう努力し、事後調査で確認をすると共に、予測項目ではない光化学オキシダントなども、今後調査していただきたい。

3 騒音・振動

○騒音及び振動については、開通後の交通の流れや交通量の変化も十分に考慮して評価すべきです。

○道路や換気所の新設により「幹線交通を担う道路」に近接することになると基準値自体が高くなるという矛盾があり、環境が悪化する恐れがあるので、十分なモニタリングを行っていただきたい。

○「自動車走行に係る騒音」では、基準値に近いという予測でよしとせず、遮音壁の追加設置など、余裕を持った環境保全措置を求めます。

○工事中は、防音パネル、低騒音・低振動の機械を採用し、十分なモニタリングを行っていただきたい。

4 低周波音

○工事期間中の低周波音の影響についても示し、供用後も適切にモニタリングし、より高い目標を達成していただきたい。

○青梅街道 I C 換気所周辺の測定値は他の測定点に比較しやや高いため、その原因を調べ、対策を図っていただきたい。

5 水循環

○浅層地下水の遮断区間の環境保全対策で「地下水流動保全工法」を適用されていますが、これまでの施工事例を検証し、有効性のデータを示していただきたい。

また、工事に対する信頼性を確保するため、広域に調査すると共に、メッシュを細かくし、規模や工法の詳細を具体的に明示すべきです。

○環 8 井荻トンネルなど、類似した他のトンネル工事における地下水への影響を十分検証した上で、外環の環境影響評価と比較し、その有効性や問題点を明確に説明すべきです。また、トンネルが帯水層を貫通することによる、水みちの形成や地盤凝固剤の汚染などの問題点を調査し、その結果を提示していただきたい。

○善福寺池をはじめ、湧水や地下水など、連続して存在する池や川に対しての影響が考えられます。池や河川は、その形成成因、地形、地質的な関係、貯水量、深さ等について広範な調査を行い、厳正に対処すべきと考えます。また、善福寺池周辺で調査範囲を広げ、詳細な調査データを示し、影響の有無を数値で明確に示すことを求めます。

○工事中においても、負圧地下水との関係で、池水に影響が及ぶ可能性もあるため、水の濁りや汚れを定期的に調査すべきです。また、地下水面高度分布の事前調査や工事中の地下水位の継続観察を行い、さらに、予測外の影響がみられた場合の対応を明確にすべきです。

6 地形及び地質

○善福寺池は、都市緑地法などの法令等に定められた地形・地質ではありませんが、杉並区にとってかけがえのない自然豊かな存在であり、重要な地形及び地質としての調査予測を適切に行うべきです。

○湧水の消失に対する環境保全措置については再度検証し、具体的な計画を示し、地元住民の意見を聞きつつ、理解を得ながら計画を進めてほしい。

7 地盤

	<p>○地盤沈下は、地下水変化と関連しているため、十分検証を重ね、地下水流動保全工法では、細砂の流出による地盤沈下が生じないように留意し、必要に応じ追加措置も検討すべきです。</p> <p>○トンネルの地震対策や工事中の振動対策も明らかにすべきです。</p> <p>8 日照阻害・電波障害</p> <p>○青梅街道 I C の換気塔による日照阻害、電波障害等については、近隣の理解を得て、回避策を適切に講じていただきたい。</p> <p>9 動物</p> <p>○ I C 周辺の一部の動物には、影響があるため、代償措置や十分な環境保全対策を講じ、施工時から継続的な生態調査をしていただきたい。</p> <p>10 植物</p> <p>○トンネル口や換気塔から排出される窒素酸化物等による周辺の植物への影響が懸念されることから、工事中や工事後も、樹木・樹林を含む植物の変化を把握するための調査を実施し、保全に努めていただきたい。</p> <p>○工事に伴い消失するとされる植物の代償措置は、その具体的な内容を明らかにし、現存植物種の保全に努めていただきたい。</p> <p>○工事後の緑の量や緑被率の回復では、換気所や周辺において、極力現状を上回る計画としていただきたい。</p> <p>11 生態系</p> <p>○生態系は、一度壊れると回復は困難になることから、地形、地質、土壌などの基盤環境や、そこに生育する種や群集の生態及びそれらの相互関係に留意し、様々な角度からその調査と保全に努めていただきたい。</p> <p>○観察の具体的な期間や手法を示し、地元の自然観察団体等とも協力するなど、より精度の高い予測をすべきです。</p> <p>○工事中は、夜間照明への工夫など、環境への悪影響を抑える対策が必要です。</p> <p>12 景観</p> <p>○景観への影響が大きい換気所等の構造物建設については、自然、まちなみ、歴史などを十分考慮すると共に、まちなみがグレードアップするように配慮し、地元の意向も聞いて検討していただきたい。</p> <p>○高架構造物や換気所等の外観や形式は、緑化も含め、景観維持に影響のないよう、有効な方法を検討してほしい。</p>
--	--

13 史跡・文化財

○沿線には、多くの史跡・文化財が存在するので、工事等による悪影響が生じないよう、十分留意していただきたい。

○隣接区の八の釜湧水の消失は非常に残念ですが、極力自然環境を保全する方法で対応していただきたい。

14 人と自然との触れ合いの活動の場

○沿線には、貴重な自然環境の残る善福寺公園、井草八幡宮など、多くの人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。地元住民と十分協議して、環境保全に十分留意していただきたい。

15 廃棄物等

○当該事業により発生した廃棄物等に関しては、その排出先や処理計画等を事前に公開すると共に、極力再利用再資源化し、廃棄物の発生量の低減を図っていただきたい。

○工事中の残土の一時保管場所も明示し、環境保全を図っていただきたい。

16 その他

○地域住民、市民団体、NPO等との定期的な意見交換など、継続的に協働する姿勢を望みます。

○外環の供用開始後に誘発されて変化する交通量や交通ルートなどによる周辺道路への影響の評価を行うべきです。

○環境だけでなく、経営の採算性（費用対効果）も事業継続の判断材料にすべきです。

○外環事業の是非について、地元7区市民や利用を想定される運転者を対象に、アンケート調査を実施していただきたい。

○用地取得計画（取得予定面積、地権者数、居住者数、予算等）の概要を明示すべきです。

○大深度地下開発事例や開発に伴い発生した問題点を提示してください。

素案は以上でございます。本日、これからいただくご意見を加味いたしまして、答申原案を作成していただければと思います。

もう一つ、追加意見の一覧がございます。この追加意見の3件の中で榎根先生へのご質問をいただいておりますので、こちらについては榎根先生からお答えいただ

アドバイザー	<p>くということで、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、私に関係する分だけお答えしますけれども、3と4ですか。3の(1)では、「交流関係が絶えている」と書いてあるけれども、そうではないのではないかということですが、これは私の言葉がちょっと足らなかったと思いますけれども、「本来の」とか「自然の」とか、入れていただきたいと思います。アセスに「水循環」という項目が入りましたのは、水循環というものを生態系みたいなある種の自然物のような感じで考えて入れられたわけですから、本来、善福寺池というのは地下水によって涵養されていた。それが既にそういう関係にはないと、(1)はそういう意味であります。</p> <p>それから、(2)はちょっと難しい問題があるのですが、ここで問題はまず、「工事区間の長さで周辺地下水や善福寺池への影響度合いの関係が一般論として小さいと考えるのは理解できない。」この場合、地下水をいじっても善福寺池への影響度合いが小さいというのは、ご説明したとおりで影響はないわけです。</p> <p>地下水を汲んで池の水を補給していますから、これは関係ないとしても、周辺地下水への影響について、ここで公害研の資料が引用してありまして、「影響は500メートル以上遠方云々」とありますが、これは理論的に言いますと、例えば井戸で地下水を汲みますと、井戸の水位が下がります。下がるために地下水が井戸に集まってくるわけです。数学的には、これは無限に及ぶということになるんです。</p> <p>その影響圏を決めるときに、永遠にというわけにはいかないから、例えば地下水位を下げたときの下げたい量の1%とか、便宜的にそこで影響圏を決めましょうと、この場合の500メートルをどうやって決めたかわかりませんが、便宜的な数値ですから、厳密にいったら地下水をいじれば必ず影響があるということになります。したがって、判定するときには、被害が現実に起こるかどうかいという問題が一番大事なわけですね。後の方にそんな問題が出てきますけれども、そのときにご説明しようと思います。</p> <p>簡単に考えていただくと、例えば人間が手術をすると、メスを入れると必ず血が出ます。地下水も同じで、地下は地下水でいっぱいなわけですから、工事をすれば工事したところに必ず地下水が出てくるんですね。これは避けられないわけです。お医者さんが手術をするときに止血するとかいろいろなことをやると思いますけれども、現在、工事者は考えられることは全部やると思うんですね。したがって、影響が出るか出ないかといったら、必ず出るんです。出るんですけれども、その出た</p>
--------	---

影響を被害というふうに考えるかどうか、これは地元の市民の方々の問題です。これは後でまたお話をしたいと思います。

それから、(2) の下のパラグラフですが、「青梅 I C は排気所や云々」というところがありまして、地下水層ぶっちぎりの工事にならないか心配だということがありますけれども、地下水の流動というものを、帯水層の中だけを地下水が流れていると考えるのは非常に古い考えなんです。地下水というのは、帯水層があつて、その上にも粘土層とかシルト層があるわけですが、全部の層を流れます。

帯水層の中だけを地下水が流れるという考えは、最初のころの地下水とか、井戸の中の水を処理するという水理学として発展してきた。それがあつたからなんです、そういうのは帯水層概念と言いますが、その後出てきた考え方というのは、帯水層の上や下にある層を専門用語では「加圧層」と言います。英語では「コンバイミングライアンツ」です。帯水層、加圧層概念というのが出てきて、粘土層とかシルト層があつても、その中を通して地下水は広域に循環するという考えですので、帯水層をぶっちぎるから困るというのは、あまり心配なさなくていいのではないかと思います。

それから、(3) ですけれども、「事前調査の必要性を進言しておられるが、具体的にはどういうことなのか。」この場合も、結局、地下水の工事をすれば必ず影響は出るわけですから、出る影響を被害と感ずるかどうかなんです。したがって、順序としては、工事はやるという前提に立った場合に想定される被害は何か、想定される被害者は誰かと、こういう認定が必要なんです。その人たちが、例えば善福寺池であるということにしますと、善福寺池については地下水とは今は関係がなくなっているから、被害は及ばないでしょうと、こういうことになります。

あるいは、周辺で地下水を実際に使っている民家の方ということになると、どこの方が何メートルの井戸で地下水を使っておられるか、そういうデータが必要になります。そのほかに被害が及ぶと想定される被害者、あるいは、被害物でもいいんですが、まず第一に、そういうものが何があるかということですね。なければ実際に地下水に工事の影響が及んでも被害者はいないということになります。これが第一です。

被害が想定されたとした場合に、それを後で被害が起きたということを立証しなければいけません。そのために事前調査が必要になります。だから、事前調査をするには、まずどんな被害が予想されるかということ想定しなければならぬ

ということですね。それが終わったら、工事の最中でも原状が維持されているかどうか、あるいは、どの程度の水位の低下が起きたかということを継続調査しなければいけない。

そこで、明らかに工事の影響で私の井戸は涸れたとか、善福寺池は涸れていないわけですがけれども、ほかの池が涸れたとか、そういうことがわかったら、そこで被害の立証をして、認定して多分補償ということになります。そういう筋書きが考えられますので、何が不十分かと言われても、どういう被害が想定されるかということが私にはまだ十分わかりませんので、それは地元の方が一番よくご存じなのではないかと思います。

それから、次のページの4で私に対する質問というのがあります。「『地下水面の低下により、深大寺湧水が枯渇した』とあるが、善福寺池が心配だ。」これは先ほど述べましたように、善福寺池はもう心配ありません。ありませんというよりも、被害は起きているわけですね。だから、ポンプで汲み上げて水を入れていると、こういうことです。

それから、深層地下水に関する地下水障害は施行技術の良し悪しによる。これも先ほどと同じことで、工事をすれば必ず何らかの影響は出る。メスを入れると血が出るみたいなものですね。そうなんですけれども、それがどの程度の影響で済むかという、私が割合楽観的に見ている理由というのは、この前もお話をしたんですが、東京都全体の地下水の流れを中心に考えたときに、杉並区の北部は地下水の流動系でいうと涵養域になります。つまり、地下水が何かの水で涵養されている。だから、ちょっと高くなっているんですね。

その高くなっている水が、三鷹の水道の水源になったり、北の方に流れたり、下へ潜って下町の方へ流れていく。つまり、地下水が補給される場所になっているわけです。補給される原因が何かはわかりません。善福寺池からの漏れ水かもしれないし、水道の放水が多すぎるのかもしれないし、あるいは、割合畑が多いのかもしれない。それはわかりません。とにかく涵養域になっている。東京都全体で考えると、地下水についての収支、水のやりとりを考えますと、意外だと思われるかもしれませんが、地下水というのは段々溜まるたまりつつあるんですね。

日本全体もそうなんですけれども、東京都の地下水行政というのは、地下水をとりすぎて地盤沈下が発生しまして、まず規制をやったわけです。そのおかげで東京都の場合、水位は回復したんです。下町の場合ですと水面が約50メートルぐらい回

復しています。そのおかげでだんだん水位が戻ったことによる被害が出始めていたんです。したがって、東京都全体として見ると地下水は溜まりつつある。

もちろん、今も汲んでいますけれども、私たちが仕掛けた段階では50万トンぐらい汲んでいたわけです。東京都の水の使用量の1割強だと思います。今もそのぐらい汲んでいるんじゃないかと思うんですが、地下水の水位の観測値を見ると、僕らが調査をしたときとほとんど変化していません。大体定常状態でいっているのではないかと思います。

そうだとすると、現状でも同じ傾向が続いているのではないかなと思います。だから、あまり心配する必要はないという根拠はそこにあるわけです。ただ、全体として見た場合に、被害は全く出ないかと、これはまた別な問題であります。あくまでも杉並区という限られた区間については、私はそういうふうに判定するということです。

ついでするので、先ほどの原案について意見を言ってもいいですか。

答申の素案の4ページです。私が関係しているのは水循環だけですので、大学のゼミみたいになって恐縮ですけれども、地形及び地質の上のパラグラフですね、「工事中においても、負圧地下水との関係で」とありますが、この「負圧地下水」という言葉は専門用語ではないんです。もし間違っているとすれば、「負」というのは「不可」の「不」ですね。それのおつもりかもしれませんが、「負ける」という字は土壌水の場合だけ使います。そのときには大気圧以下の土壌水を「負圧」と表現していますが、地下水の場合には全部、「正圧」になります。「負圧」と書くと誤解を受けます。

仮に「負圧」は「不可」の「不」だとしても、この一文は要らないのではないかと。「負圧地下水との関係で、池水に影響が及ぶ可能性もある」というふうに、因果関係が出ていますけれども、関係なくて、工事が行われることによる影響という方がいいと思います。私の提案としては、「負圧地下水との関係で」というところをとるということです。

もう一つは、その上のパラグラフです。これはどうっていいことはないんですけども、「善福寺池をはじめ、湧水や地下水など、連続して存在する池や川」、この「連続して存在する」という意味がわかりません。この2点です。「連続して存在する」というのは、必要ないのではないかと思います。

4の3の井荻トンネルについては一切データを持ちません。

環境課長 会長	<p>以上です。もしご質問があればお答えします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>ご丁寧に教えていただきまして、ありがとうございます。また後ほどお願いするかもしれませんが、よろしく願いいたします。</p>
T 委員	<p>今、事務局からご説明がありましたように、皆様方のご意見を、全体的な意見と準備書の方で用意されております環境項目、大気質以降でございますけれども、それについて皆様方のご意見をそれぞれについて分けたことになっております。いただいたご意見が薄めになりまして、皆様方の意をつかめているかどうか疑問の点もございますけれども、この際、追加していただければと思います。</p> <p>では、最初に全体的な意見ということでご審議いただきまして、それ以降についてはその次にさせていただきたいと思います。どの点からでも結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
T 委員	<p>全体の2ページ一番最後の、大気質の上のところですね。ここで言っている文言の確認をしたいということでもあります。「地上部の外環ノ2については、環境影響評価の対象外ですが、云々」というところで、この「対象外」という意味合いを確認させていただきたいと思います。</p> <p>前回の審議会のときに、全体の外環については、諸々の外環道にかかる環境影響は評価に含めて、最悪の環境影響の状態で評価しているというご説明があったと記憶しております。ということと、ここで言う「対象外」ということの整合性をもう一度ご説明いただきたいと思います。こういう意味でかな、というのはそれなりに考えられますけれども、このままですと、どういう意味かなということを質問したと思います。</p>
調整担当課長	<p>私どもが聞いている範囲では、交通量については外環ノ2を含めて交通量を算定したと、そのように聞いております。また、青梅街道インターチェンジについては、外環ノ2の部分にインターチェンジができるわけで、その中に連結路といって、千川通りから青梅街道に抜ける側道的な部分が入っています。それは大気質、振動、騒音とか、インターチェンジ周辺についてはそういった外環に当たる部分の影響を見ていると聞いております。</p>
T 委員	<p>そうしますと、今の外環ノ2は交通量の中に、側道というのは附属道ですね。附属道だけでなく、外環にはどういう位置付けでこれを入れるのかと、その辺が基本的な考え方としてどう見ているのかなということにつながるんですね。外環ノ2</p>

	<p>というのは、附属道という位置付けなのか、そうではなくて全然別の道路なのかということなんですね。附属道という位置付けで環境影響の評価の中に入れたとすると、交通量だけでは不足ですね。ということにつながるので、その辺どういうふうに位置付けているのかということになるんですけども、今の私の意見は、それが基本的な考え方だ、こういう理由で間違っているということでしたら、ご説明いただければと思います。</p>
調整担当課長	<p>図面を見ていただくといいのかなと思います。その中には青梅街道インターチェンジがはっきりかかれています。その中に今言った連結路みたいなものがはっきりかかっているわけです。現実には外環の本線の計画の中に、青梅街道インターチェンジ周辺について外環ノ2が入っています。</p>
T 委員	<p>ということは、外環ノ2というのはインターチェンジ等々の部分においてのみ取り扱っているということですか、含めているということですか、外環ノ2というのは約16キロあるわけですね。</p>
調整担当課長	<p>先ほど言った青梅街道インターチェンジ周辺には、実質的には外環ノ2に近いものが入っているということで、当然、環境影響評価では加味して、検討要求をせざるを得ない。その他の部分について、先ほど申し上げたとおり交通量では台数を加味して出していると聞いております。</p>
T 委員	<p>そうしますと、この答申のここの表現をもう少し言葉を補足して、インターチェンジのところの外環ノ2に関して、その他の部分についてはということで、明確にして意見をなすった方がよろしいかと思えますね。</p>
会 長	<p>はい、わかりました。じゃ、そのように修正させていただきます。 ほかにございましたら。</p>
K 委員	<p>今の関連なんですけれども、外環ノ2は前回の審議会で頂戴しました「杉並区の基本的な考え方」の中でも明確になっているわけですが、「地上街路の外環ノ2については、都は地元の意見を十分に踏まえて慎重に取り扱うよう強くお願いする」という文面のなっております。</p> <p>4月17日付の区市町村の意見交換会で、お隣の武蔵野市につきましても、市長がこれについてはやりたくないということをおられる中で、道路が接続していなければ、しかも東八道路よりずっと南側になるんですか、これについても中止されておりますよね。そうすると、このインターチェンジの問題については置いておきまして、今まで全くこの計画の中に触れてこられなかった外環ノ2については、</p>

調整担当課長	<p>区としてはやりたくない、インターも要らないと言っているわけですから、やりたくないという意思表示を明確にさせていただいたらいかがかと思うんですけども、いかがなものでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>外環ノ2につきましては、区民の皆さんの意見あるいは各審議会の意見を踏まえて、今後どうするかという方向を示していきたいと考えています。</p>
M 委 員	<p>今のことに関連して、私も外環ノ2について、この際、外環ノ2は廃止していただきたい。という意見を出していてもいいと思います。「進めることには疑問があります。」と素案にありますけれども、疑問があるということではなくて、外環ノ2は切り離して、廃止するべきであるというふうに言えないものでしょうか。</p> <p>なぜかと言いますと、今回の区の姿勢のところには、大深度だと地域分断にならないので評価すると、やむを得ず受けていくというような文言が出ていないんですけども、地域の住民ということを考えますと、地下に大きな道路ができるという、安全性という意味でも負担を覚悟して背負うわけですね。その上に外環ノ2は相変わらず生きているということは、住民にとっては二重の負担を強いることになるのではないかと思います。</p> <p>もちろん、環境上、上に道路ができるというのはもっと大きな環境問題としても考えるべきですが、住民の意向を踏まえてということでしたら、地下化したということで、地上の部分については廃止するべきであると考えます。地域で早く道路をつくってほしいという声も実際聞かないわけではないんですが、それは道路を必要とするという意見ではなく、長年、道路予定地で中途半端であるということを強いられてきた、その中途半端な状態を早く決着してほしいということと聞いております。ですから、これは道路ができない限りは永遠に中途半端というような状態に置かれるのではなく、この際、都市計画案が決まるところですので、地下を引き受けるからには、地上は要らないというふうに明言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>今回、外環ノ2について、本線の都市計画は都市計画変更で出ていると、しかしながら、外環ノ2と都市計画は相互に密接な関係にあると認識しております。そういった意味で、外環ノ2について現段階で3つの考え方に基づいて、都が今検討しているという話は聞いておりますけれども、区としてもこの外環ノ2について、東京都がどういうスケジュールで検討していくかということはまだ明確にされておられません。</p>

<p>U 委員</p>	<p>例えば、外環ノ2については、安全面、暮らしの面、環境面で必要性について検討し、場合によっては代替機能を確保して廃止することも考えていると言っておりますが、具体的にどのようなプロセスを経て外環ノ2について検討していくかという方向性も見えておりませんので、早く外環ノ2に関する基本的な考え方を東京都が示すべきではないかと考えております。</p> <p>私、前回用事で欠席いたしまして、資料だけでは全体がなかなか読みきれないところがございますけれども、外環ノ2につきましては、都の都市整備局の資料によりますと、「今後の検討」で3案、図表入りで出ておりますけれども、今までの皆さんのご意見とか、先日見学させていただきましたが、いかにも宙ぶらりんで、近隣の方も大変不安に思っているというのがよくわかりました。</p> <p>杉並としてどう考えるかというのは、近隣の方のご意見と、全体の道路の利便性と、地下にできるものとの関連が大切だと思いますけれども、審議会としてはぜひこの外環ノ2の都市計画について、今回、後で考えるということではなくて、一体として考えて、その際には廃止の方向で検討してほしいというふうに出していただければいいのではないかなど、先日見学したところで感じました。</p>
<p>V 委員</p>	<p>今、外環ノ2の話になっていきますけれども、それと関連で、私が出している意見の中で、今回の答申案に出ていますけれども、杉並区が前から言っております外環のインターチェンジなし、大深度地下を受け入れたら非常に工事も速く進む、しかも大深度地下であれば地上への影響が非常に少ないという形になってくると思うんです。</p> <p>今回、この答申案でインターチェンジなしの影響評価をしてほしいという項目がございました。5項目目、「ハーフインターであってもその必要性が低いと考えております。なお、この場合はICなしの環境影響評価書の作成を望みます。」これは明確にインターチェンジなしとは言っていないので、できればきちっと言い切っていて、杉並の姿勢を貫き、やむを得ずやる場合の予測で、なしの影響評価をしてほしい。ぜひ、そういう形の表現にされるべきではないかと思えます。</p> <p>前回の環境審議会でもインターチェンジなしで出されていて、杉並の意見を都・国に上げているわけです。それに対して練馬区側の要請は当然あると思うので、ハーフインターができたんだと思いますけれども、実際に杉並区に対しては悪影響の方が大きくて、それほどのメリットもない。それから、大深度地下をかなり損なってしまう、インターをつくるのがかなり影響が大きいと思います。</p>

<p>T 委 員</p>	<p>ぜひそこは最初の姿勢をまず堅持していただいて、その上で練馬の意見とか地元 の意見等もありますので、杉並の意見だけでは決まらないと思いますが、その場合 には環境影響評価を正式にきちっと出したもので評価させてもらうという形に二段 構えに。その上で、外環ノ2号、当然、ハーフインターではなくて、インターがな くなれば、外環ノ2は全く要らないケースになりますので、そういう段階を踏まえ て意見書というか、答申書にさせていただいたらいいのではないかと考えています。</p> <p>先ほどの、外環ノ2のU委員ご発言の賛成の意味ですけれども、いずれにせよ外 環ノ2がどういう位置付けで盛り込まれているかというのが最大のポイントだと思 います。違う観点から言うと、それなりの都市計画道路の意味合いというものが基 本的にはあるんでしょうけれども、それは今ここでは全然出てきてない、伏せられ ているんです。外環道と都市計画道路が一緒になって論議されているから、明確に し得ないという部分があるので、それを明確にして、最悪の場合でも都市計画道 のこういう機能を外環ノ2に盛り込んでいるということを明確にさせていただかない と、私はどうしても理解できない、納得できないということなんです。</p> <p>その辺を明確にして、従ってゼロでいいんだよ。外環ノ2はゼロでいいんだ、な しでいいんだ、あるいは、片側2車線でいいんだよとか、片側3車線の広い外環ノ 2が要るんだよということになってくると思うんです。それを、この際ですから、 意見書の中にそこまで踏み込んで、どういう意味合いで外環ノ2というのが必要な のか、審議会としては必要ではないと考えているなということ、意見を出してい っていただきたいと思います。</p>
<p>会 長 O 委 員</p>	<p>まず皆様方からご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>今出ている外環ノ2を含めていろいろな考え方のベースにあるのは、新しい交通 量をどう考えていて、それはどんな形でベースになっているかということだと思 うんですね。今、東京都はTDMという、交通需要マネジメントということで、盛ん にいろいろと検討しているわけです。その中には、ロードプライシングもあれば、 大型のトラック等の共同配送もあれば、パーク・アンド・ライドを採用するとか、 そういういろいろな項目を織り込んで、トータルとしてのTDMを進めようと、非 常に熱心にやっておられますよね。</p> <p>この道路が供用されるのは10年後ぐらいですから、10年後には当然そういうよう な都の政策を織り込んだ新しい交通のあり方が現れてきていると思うんです。現わ れてきている場合の交通量というのは、都としてはどう考えるのか。それも全部、</p>

R 委員	<p>この外環ノ2に影響してくるし、あるいは、外環道そのものにも影響してくるということだと思っんです。</p> <p>ここの全体的な意見の中で、〇の上から2番目、3番目、この辺はそういうことをぜひ説明してくださいということを書いてあるわけですが、ここは今まで出ている意見にも共通してベースになるところではないかと思っんです。ですから、〇の2番目、3番目あたりもそういう意味でのニュアンスをもう少し出した方がいいのではないかと思っんです。</p> <p>これを入れるについては、東京都だけではなくて、全国的にいろいろなところで考えられつつあると思っんです。全国で考えられつつあるわけですから、当然、東京を通過する車についても、交通台数はどうなるのかということにも影響してくるわけだ。そういう意味では、まちづくり、国づくりという全体に関係してくる問題だと思っんです。だから、そういうようなニュアンスをもう少し、全体的な意見の2番目、3番目をまとめて出していった方がいいのではないかと思っんです。</p> <p>この外環ノ2についてですけれども、私は清掃工場の近くに住んでおりますが、我々の近くに清掃工場ができるのに、同じ杉並区の中でも遠くの人がいろいろご意見を言うことは、ありがたいこともあり、辛いなということも随分ありました。そして、この外環ノ2については、文書にぜひ地元の人の意見を尊重するというような文言を入れていただけたらいいなと思っっております。</p> <p>以上です。</p>
C 委員	<p>全体ということですから、この準備書そのものについての観点からいきたいと思っんですが、1つは、環境影響評価準備書そのものの性質、問題も私は疑問なんです。というのは、これまで18年5月の段階で都市計画変更をいつまでに出すのかという質問があったのに対して、東京都はまだ決まっておられないというような状況だったんですね。それが6月にもうアセスの準備書が公示・縦覧されるというような状況をつくられてきて、膨大なこれだけのものを準備しながら、住民の皆さんには「まだ出来ていません。」というような、まさにだますような形でつくられてきた経過が1点です。</p> <p>それからもう1点は、これまで国土交通省の担当の方が「平成15年には大臣の凍結を解除したとは言っていない。」という回答をされていたんです。それが石原知事が出してから今の状況になってきている、とりわけこの期間、短く、急速に動いてきている。あとが決まっているからやらなければいけないんだというような進め</p>

	<p>方になってきている、この一点をどうしても許すわけにはいかないなど。</p> <p>それから3点目は、準備書そのものもまだ事業主体者が決まっていないというような形で出されているわけですね。そういう点では、事業主体者が決まって、仕事はどういう内容でいくのかという、極めて私たち都民、国民にとっては、大事業にとって負担が大きくなるということもこれから考えていかなければいけないということからいきますと、この総括的な全体としての意見としてはこの準備書については非常に不十分であると。だから、もう一遍、住民の皆さん、また、この審議会の皆さんの意見なども再度組み直して、準備書についてはやるべきではないかというのをぜひ付け加えていただきたいと思っています。</p>
M 委員	<p>今までのことと重複してもよろしいでしょうか。先ほど出ましたインターと外環ノ2についてV委員のおっしゃったことに私も賛成です。この案の1ページ目の一番下に「ハーフインターであっても、その必要性が低いと考えております。」と書かれていますが、杉並区はインターは必要ないということで、前回、提言をしているわけですから、ハーフで必要が少ないということではなくて、インターは要らないと再度はつきりと杉並区の態度を示していくべきだと思います。</p> <p>それから、全体的なところの3番目ですけれども、データが十分に示されていないということ、それは前回の審議会でも質問がいろいろ出たのに、答えが出ないということも皆さんも感じたと思うんです。それも「データをわかりやすく区民に説明し理解を得ながら進めるべきと考えます。」というような書き方をしてしまうと、国交省とか都の方は「常に自分たちとしては十分に説明をして、理解をいただいたつもりです。」というお返事が、今までだとくると思うのですね。</p> <p>そういった書き方ではなくて、例えば、ほかの項目でこうこうこういったことを追加して評価、予測すべきですというふうな、具体的にこのポイントはちゃんとクリアしてほしいというようなものをきちっと書いた方が、言葉で逃げられないというか、杉並区の求めているものにきちんと答えてもらえる文章になるのではないかと思います。</p>
K 委員	<p>ちょっと別な観点から、1点質問をさせていただきたいと思います。前回、国や都の方もお出でになったときに、ここで見せていただいた30分のスライドがございました。あの中言葉をずっと思い出しているんですが、あの中では「大深度地下」という言葉はほとんど使われていなかったと思います。今回のこの分厚い本の中にも「大深度地下」というのは少なくともない。ということは、私ども、この</p>

	<p>文章の中では「大深度地下を活用した地下トンネル云々」という、大深度という前提で物事を考えているわけですが、国や都について言うならば「大深度と言っていないよ」ということではないかと思うんですね。</p> <p>そうしますと、今回のこの答申書の中にも大深度地下を利用するのかどうか。利用するとしたらかなり法的な規制もあるし、非常にお金がかかるという話もどこかからちらっと聞いているわけです。だから、大深度を実際に利用するかもしれないけれども、大深度地下の法律を利用した形にならないという抜け道があるやに、ちらっとどこかから入ったわけです。その辺についてもうちょっと明確にすることが必要ではないかと考えるのですけれども、いかがなものでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>今回の環境影響評価準備書は都市計画案に対してできております。都市計画の案では地盤から41メートルの位置にトンネルが位置付けられておりますので、地盤から40メートル以深が大深度法の対象になるということですから、それは間違いなく大深度法が適用になると区では考えております。</p>
K 委員	<p>前回の30分の説明の中では「大深度地下」という言葉は一遍もなかったんですよ。それは意識して私もチェックしてきたつもりでおります。そうすると、また別な抜け道という言い方は非常に失礼ですけれども、考えておられるのかなということちょっと心配していたんです。</p>
M 委員	<p>今のことについて補足して伺いたいんですが、杉並区は大深度の適用の範囲だから、大深度法を適用するものと考えているというお答えだったかと思います。では、大深度法が適用されなかったときにどういうふうにするかということについてはお考えなのでしょうか。それがないと、いざふたを開けてみたらというようなことがあってはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>平成14年3月に国と東京都が外環に関する方針を出してございまして、その中で外環については地上部への影響を小さくするため、極力大深度地下を活用するという方向性が出ております。今回、先ほど説明したとおり外環のトンネルの位置は地上から41メートル以深というふうになっております。また、40メートル以深が大深度法の適用になっておりますので、それは問題ないと考えております。</p>
M 委員	<p>では、重ねて伺いますが、大深度法が適用されなかった場合どうするかということについては考えていかないということでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>国と都が大深度法を適用すると言っておりますので、ほかの想定はしておりません。</p>

K 委 員	<p>ちょっと待ってください。前回の説明会の際に「大深度法を適用する」という言葉は国や都からは一切出なかったと思いますけれども。</p>
N 委 員	<p>同じく質問です。私も、短い間のお話なので聞いたことが頭に残ってしまっていて、混乱はないと思うんですが、環境影響評価準備書の内容で、大深度法を適用しようと思えばもっと厳しい基準が必要だという説明を聞いたような気がするんですね。大深度法が適用されるとなれば、もっと厳しい環境アセスメントが必要なんだというふうに聞いた覚えがあるんですけども、それは間違えていますでしょうか。</p>
調整担当課長	<p>私どもが聞いている範囲ですと、大深度法の適用に際しては環境影響評価の項目について、ほかにもあるというような話は聞いております。ただ、それは国と都の説明では事業段階で行うというふうに聞いております。</p>
V 委 員	<p>今の大深度地下が適用された場合、調査項目で、化学反応の話はとても大きな要素で適用されると思うんです。これはそのことが全く抜けていますよね。例えば実施段階でやるからといって、とてもそんなことでは納得できないような項目だと思いますので、事前に準備書の段階でもとても大きな項目ですから、それは区としても要求していただくべきではないかと思うんです。そのことが非常に曖昧になっていると思うので、その辺のことを踏まえた準備書につくり直してもらってから評価したいと申し上げたいと思います。</p>
環 境 課 長	<p>今のご意見でございますけれども、この全体的な意見の上から4つ目の○は皆様から出た意見でございますので、そのことを確認して表現したというふうに考えております。</p>
M 委 員	<p>今のお答えについての確認ですが、そうしますと、上から4つ目の項目のところ「厳正な調査が必要です。」という言葉がありますが、それが今、V委員から出たような、掘り出したものの化学変化などについてということになるのでしょうか。</p> <p>それから、この後に「特に水循環においては」となっていますが、そうしますと、先ほども言いましたけれども、厳正な調査というだけではなくて、もう少し具体的な項目を上げていかないと、このまま事業段階でやりますからということで終わってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
U 委 員	<p>質問してよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>今のはよろしいですか。</p>
U 委 員	<p>関連質問です。大深度地下は地上の工事と異なるアセスメントの項目が必要だと</p>

	<p>考えております。ほとんど知識はございませんけれども、単純に考えてみても、地上部分と工事、それから大深度地下では、相当異なる影響が出てくることは考えられると思うんですね。法律の中でどういう項目がアセスでやらなければならないかというのは知識がなくてわかりませんが、今回の準備書は従来のアセスメントの手法がとられているだけではないかと、そんな感じがしております。その辺、専門家でいらっしゃる方がおわかりになりましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。</p> <p>この段階でそんな単純な質問で申し訳ございませんけれども、それがございませんと、今の論議が深まらないのではないかという気がいたします。</p> <p>私もこれの専門ではないのですけれども、国交省から前回来ていただいたときも説明がありましたが、大深度地下については、国交省で出しているホームページがございまして、そのホームページの写しはあります。先ほど大深度について説明がありましたけれども、地表から40メートル以上の深さをとるもの、あるいは、支持地盤があれば、支持地盤の表面から10メートル以上の深さということで、その2つの定義づけをしていると、大深度法が適用になる基準を示されているようです。</p> <p>大深度地下については基本指針が平成13年4月に出されておまして、この中で5点留意すべき事項というのがありまして、1点目が地下水というか地下水位、それから、水圧低下による取水障害、地盤沈下、地下水の流動阻害、地下水の水質。2点目が施設設置による地盤変位、3番目は先ほど出ました化学反応、地層、地下水の酸性化、4点目が掘削土の処理、5点目がその他で換気ということが挙げられております。こういったものをベースに環境影響評価を実施するということが記載されております。</p>
<p>環境課長</p> <p>C 委員</p>	<p>先ほどの「厳正な調査が必要です。」ということについて、もう一つ、私からも意見を言いたいですけれども、「厳正な調査が必要です。」ということは、現実の形からいけば、工事が始まってぶつかってみなければわからないというような表現にとれるんですね。この結果が私は一番気になるところで、この項目についてはこういうふうにしますよ、これだから大丈夫ですよというのが、ここで示されていなければいけないと思うんです。</p> <p>それを、「これから厳正な調査が必要です。」というふうになれば、国の方はどういう形で書いているかわかりませんが、これまでの回答の続き、見解を述べてくるにすぎないような気がするんです。そういう点では具体的にデータがこう</p>

<p>会 長</p>	<p>こうで、その結果はこうですというものが、準備書には出されてくるべきではないか、そのことを求めるべきではないかと思うのですが、そういう点、ぜひお願いします。</p> <p>先ほどU委員からの「大深度というのはまた別な位置付けみたいなのが必要になってくるであろう」という話なんです、海洋開発の環境アセスメントにしましても、今回ご議論願っているような準備書が用意されて、それについて論述していくという姿をとっていますし、特別にというのはどういうことをイメージされているのかなと思っているわけなんです。大体、従来の環境項目について、その立地ということをよく踏まえながら書いていくと、わかるものはわかる、わからないものはわからないと。それから、今後たくさん出てきますけれども、工事中、またその後のモニタリングが必要だという比重が高くなると、全般的に言いますと、そういうことになるのではないかなと思っているわけです。</p> <p>それから、大深度について、先ほどK委員から「国交省から何も言われなかった」ということがありましたが、外郭環状道路、これまでの検討の総括という国交省と東京都の報告書の最初の方は何も書かれていないんですね。19ページ、20ページあたりになっていくと、「大深度地下方式をとる」というふうに明言して、図解まで入ってくるわけです。ですから、こういったことを信頼しつつ、我々は議論するより仕方ないのかなと思っています。</p> <p>では、関連しますけれども、その次に移ってよろしゅうございますか。あわせて検討願えればと思います。2の大気質以降、その他までよろしく申し上げます。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>それでは、5番の水循環についてでございます。前回のときにも同じ質問、意見が出たと思いますが、「地下水流動保全工法」についての事例と問題点を提示と。これは私も書いた方なんですけれども、今回また具体的にご提示いただけてないわけでございますね。必ずしもこれがうまくいっているというばかりではないと思いますが、ご提示いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>これについては、前回、国交省の方が資料を出しましょうという返事をいただきまして、事務局でも何回か連絡をとりまして、資料をもらっております。ただ、これは9事例が出されているかと思うんですけれども、今お配りしているものについては著作権がございまして、「地下水、地盤環境に関する研究協議会」というところなんです、当該協議会事務局に「こちらの審議会でこういった資料を配らせていただきたい」ということで確認をさせていただきました。審議会の皆さんにお配</p>

<p>会 長 K 委 員 環 境 課 長 C 委 員</p>	<p>りすることについては承諾をとりました。ただ、コピーをとる場合はご注意いただきたいということでしたので、お伝えいたします。</p> <p>今お手元に配られたものが、地下水流動保全工法の事例という形で示されたものです。事務局で中を精査したわけではございませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>大変専門的な報告書で難解ですけれども。</p> <p>簡単にご説明いただけないものでしょうか。</p> <p>そういった要望があったことについては伝えていきます。</p> <p>せっかく今資料をいただきましたが、素人が見て何が何だかよくわからないのが実際なんです。私たちにすれば、絶対とは言いませんけれども、地下水流動保全工法、これが安心なんだよというのが、これで示されているのかどうかというのが私には疑問なんです。</p> <p>前回も例に出したのですが、八王子の井戸水、そしてまた高尾山の沢涸れるの問題について、8日の審議会のときに私も言ったんですけれども、その日に八王子市長が「八王子の井戸涸れはトンネルのせいだ。」と明確に答弁されたわけですよ。そういう点でも地下水の問題については非常に微妙な問題があるし、大変な内容を含んでいるというのが現実だと思うのです。</p> <p>しかも、あの時点までは国の方は何と言っていたか。「問題ない。雨が少なかったせいだ。」と言い切ってこれまで工事は進めているんですね。そしてまた、セメントミルクが川まで流れている、真っ白になっている。そういう状況があるにもかかわらず工事だけは進める。そういう点ではまさに自然に対して、まずトンネルありだというふうな工法が圏央道だと思います。</p> <p>今後の外環についても同じことが言えるのではなからうか。確かに先生は「この外環については大丈夫だよ。」とおっしゃいました。しかし、現実には井戸を17本しか全体としては掘っていない、1キロごとしか掘っていないというような感覚ですよ。そういう点でしか調査していないという状況だとか、これからまだまだ内容的には、水の通る砂礫層と、通りにくい層が重なっているというような状況もあって、これは杉並だけがそうになっているわけではなくて、練馬から杉並、世田谷に至るまでずっとそういう形が続いているという中で、地下水が存在していますというような状況だろうと思うんです。</p> <p>そういう点では、この工法そのものが良かったとしても、私にはまだ準備書にお</p>
--	---

<p>T 委 員</p>	<p>いて十分な形で納得できる、素人ですから、わかりませんが、そうかなというような疑問がないような形にこの準備書についてはやるべきであるということをお願いしたいと思います。</p> <p>今、地下水流動保全工法の実績を見せていただいて、バラッと見た感じ、前回のお答えの中で、井荻のトンネルのときは工事の途中からこの流動化工法を取り入れた、したがって、結果的に不具合も出てしまった。しかしながら、最初からやったところはそんなことはない、あるいは、だろうというようなご説明があって、その根拠として技術的にとかいう説明があったと記憶しているんです。</p> <p>これはいつの事例かなと、いつやったのかというのが明確でない、部分的には書いてありますから、全部はですよ。それと時系列がはっきりしない。井荻トンネルの施工時期と1997年のエンドのデータとの技術的な問題点等々を含めまして、いただいたデータが、今回の地下水流動保全工法にどれだけ有効な資料なのか。</p> <p>せめて、今までのこういうのはこうであって、こういうような問題点がある、全部を通して完璧にできたとはどこにも書いてありませんから、その辺を踏まえて、だから今回はこのような工法を考えているので、この審議会としてはどういうふうになるんだと、問題がないのか、あるいは、この程度の懸案事項は残るのかとか、ということがこれだけだとまだまだ残っているということだと思っんです。というようなことで、これだけでわかったとは言えないと思います。地下水流動保全工法の信頼性を今回いかにして担保するのかというところを明確にしてもらいたいということで変わりはありません。これだけです。</p>
<p>O 委 員</p>	<p>今これを見せていただいて、一般の素人の人たちとしては、先ほど先生からご説明がありましたような加圧層ですか、要するに帯水層だけではなくて、ほかの加圧層も水は流れている。そういう多層にわたった水の流れを、この工法で何本かのパイプで水を通すということで本当に大丈夫なのかなという、極めて単純な疑問があるんですね。それがこの工法は本当に大丈夫なんだろうかという感じにつながってきていると思っんですね。</p> <p>今、配られたものを拝見しまして、工事期間ですね。いつごろ工事がなされたと、それについての対策効果の評価というのがありますね、そこで評価が出ているわけですが、先ほどご意見が出たように、今のような極めて素人的な疑問、不安を解消するために説得力を持って説明ができないのかなという気がいたします。</p>

P 委員	<p>水脈の問題というのは非常に難しいですよ。奥深くにあり、浅くもあり、高い、低いところも脈々として流れる。そこの状況にあったところで出会った水脈というのはそれなりの工法でいくでしょうし、それが完璧と思ってもそうではないときもあるし。これは皆さんの中で検討しながら、勉強しながらいくべきではないでしょうか。</p> <p>今ここで難しい話を、こうしろ、ああしろと言っても、現場の人たちとも違う、また現場に近い人も違う、私たちのはるか遠くの人ですので、その後、区役所さんから頂戴したのに対して皆さんで「それがいい、それはどうだろう、それではどうだろう」という審議的なもので進めていったらどうでしょう。</p> <p>これをどうこうやっても、区役所さんだって、水のことを言ったって、水脈の流れだって、ひっくり返してみたところで、水脈というものはその脈がとまってもほかに脈をつくっていくもので非常に難しいですよ。ですから、区役所さんの意見に従って少し審議してみましよう。今ここで答えを出せとみんなで責めても、ちょっと無理かなという感じがします。</p>
B 委員	<p>地下水流動保全工法ですが、杉並区では井荻トンネルに関してこの工法をやったところが詰まってしまったと把握しているのか、都がやらなかったところがうまく流れていないのか、その辺はどう把握されているのか教えてください。</p>
環境課長	<p>これは初めから流動保全工法をとっていたわけではなくて、東側に地盤沈下があったということがありまして、それに対する対策として通水管をつけたという説明があったと思うんですけども、つけたにもかかわらず、一部回復していないところがあったと、そういった説明だったと思います。</p>
B 委員	<p>そうですね、やったのに駄目だったんですね。</p>
会長	<p>では、ほかの点も含めて。V委員。</p>
V 委員	<p>前回からこの資料を要求していたんですけども、今この資料を見せていただいて、インターネットで大分調べてみたんですけども、地下水流動保全工法というのがちっとも引っかけられないんです。研究的に学会で発表されているとか、試験的な発表とか、そういう事例が一、二引っかけただけで、全く引っかけられていないです。だから、はっきり言って大手ゼネコンさんの研究所とかいろいろなところを出しているのですが、項目だけ出して、内容は全然うたっていないんです。</p> <p>はっきり言ってまだまだ未完成だと思いますし、この資料を見ても、それによって効果が特別上がっているというか、やらないよりはやった方がいいだろうと、そ</p>

<p>N 委員</p> <p>会長</p> <p>C 委員</p>	<p>の程度のデータと思います。今見た感じでは、これで鬼の首をとったみたいに、保全工法をやれば大丈夫だというような安心感はとてもこれでは得られない。</p> <p>都も国もおっしゃっていたように、まだこれは研究途中だから、担保しながらやっていくと、そこはきっちり確認しながらいかなければいけない問題だと思います。これで完全に影響がなくなるという読みはちょっと甘いので、危険予測をもうちょっときちっと見ていくべきではないかと、そういう要求をすべきだと思います。</p> <p>私も同じで、このデータを見ていましたら、例えば4-28だと対策効果の評価は何も書いてなくて、問題は発生しなかったという回答になっているようなんですけども、後ろの方で4-36、何もなくて、福岡市の高速鉄道2号線、地下鉄のようなんですが、何もわからないまま最後までいって、対策効果の評価、何もなしで、評価、地下水の流れが覆水されたものと書いてあるんですね。これを評価というんだったら、今までずっと言っている「評価すべきです。評価は続けていきます。」ということに対して、これを見て急に私は不安になってしまいました。</p> <p>というのは、先日「ちゃんと評価していきます。」というふうに国土交通省はおっしゃっていたので、大丈夫だと考えていたんですけども、評価というのはこれでいいものなんでしょうかという、素朴な疑問が湧いてしまいました。杉並区としても、この評価というところを厳しくしていくように要望してほしいなと思います。</p> <p>では、この点につきましては、より厳しくと言いますか、書かせていただけたらと思います。</p> <p>大気について。今、水の問題について中心に出されたんですけども、一つ、先ほども私言いましたけれども、地下水の実態というのが十分な形での解明がなされていないというのが実態だと思っています。そういう点で水についても本当にそれでいいのかという疑問を持っています。</p> <p>もう一つは、大気の問題について、調査も十分ではないと思うんですけども、青梅街道の現在の窒素酸化物、二酸化窒素ですけども、住民の皆さんの調査によりますと、青梅街道近辺で0.045ppm、または0.041ppm程度なんですね。それが今度、予測でいきますと0.022ppmになりますという、大変数字がよくなるという方向が見えたんですね。そういった意味ではちょっとおかしいのではないかなという点。それから、大泉の近辺においても、以前、NO₂については、予測では</p>
-----------------------------------	--

0.025ppmだったと。それが開通した後の追跡では0.034ppmに大きく上がっているというのがこれまで調べたところでは出ているんです。そういう点で、予測と現実の経過の中では大きく違ってきているというのが、これまでのアセスの結果なんです。

そういう点で、私は今度の予測においても本当にそれで大丈夫なのかというものをぜひ見てみたいなと思って、外環について一生懸命研究されている人がいまして、その人からお借りしたんですけれども、この図面にありますように、左側が緑がいっぱいあるんですね。これは0.02ppm前後なんです。ところが、現在はどうかといたら、大泉近辺においては0.06から0.08ppm、そういう区間も大きく出ている。そういうふうにこれまでの予測そのものが非常に疑わしくなっていると私は思っているんです。とりわけ今度の大気についても、今までの予測調査で本当にいいのかという疑問が出されているところですね。

これまでに出了された中では、「ブルームパフモデル」という難しい名前なんですけれども、この工法が本当にいいのか。今現在もまだブルームパフモデルで予測しているけれども、今の時点では三次元的な予測の方法がつかられてきつつあるという点では、予測の方法について最新の技術を使ってやるべきだということを、この予測手法においても求めておきたいと思います。

それから、騒音はまだやっていないのですけれども、地盤沈下などについても、これまでの影響が井荻で出されました。そういう点では具体的な事例があるわけですから、この井荻の事例についてもさらなる調査をして、地盤沈下がどうなっているのか、その後の影響はどうなっているかというのをやれというふうにぜひとも入れていただきたい。

それから、騒音・振動などについても、先回のときも出しましたけれども、首都高井線では非常な騒音、振動の苦情が出されている。これは地上ですけれども、騒音、振動に対する影響が出されていることに対して、この調査は本当に生かせるのかということが求められている。とりわけ今度の外環については約2兆円、大変なお金です。その工事にかかる、その準備書をつくって進めようとしているわけです。今の段階で本当にそれでいいのか、このような杜撰な形で、やってみなければわからないというような形でこのまま進めていいのかというのが私には引っかかるところです。それだけに、この意見書においては、今のあり方について徹底した調査の結果を出してほしいと思っています。よろしくお願ひします。

P 委 員	<p>これだけの大きなプロジェクトだから、やってみなければわからないということは絶対あり得ないですよ。</p>
C 委 員	<p>だからこそ、予測を徹底してやらなければ駄目なんですよ、そう思いますね。</p>
P 委 員	<p>そこら辺のところを。</p>
会 長	<p>予想でもそうですけれども、現況をきちっと押さえないと予測は全部駄目になりますから、現況をしっかりとやって、さらに予測も細かくやるということですね。</p>
M 委 員	<p>今の現況について、具体的な数をお示しできたら皆さんももう少しイメージしやすいのではないかと思いますので、資料を示したいと思います。私どもは大気汚染測定 の会というところですので、年に2回、区の広報にも載せて、区民の皆さんがそれぞれカプセルを取りつけて、二酸化窒素の濃度を測っています。大抵の方はご自分 のお家の様子を知りたいということで、あまり大きな通りに面したところはない ですけれども、ここに桃四という、この道路のできるすぐ脇の小学校の横の道で観 測した数値が、2003年から今年まで4年間のものが出ています。これが0.038ppm、 0.045ppm、0.043ppm、0.038ppmとなっています。</p> <p>それから、今回この準備書の中で、荻中で測定をしているんですが、同じように 荻中の、これを測定した場所は校舎の裏側なんですけど、そうではなくて、女子大通 りに面した荻中東南角で3年間の調査の結果が出ていまして、0.041ppm、 0.039ppm、0.038ppmとなっています。この現地の測定の結果、荻中を見ますと、一 番高くて0.028ppmになっていますし、予測値点のインターチェンジの出入口付近で 皆0.028ppm、0.026ppmというふうになっていますけれども、800件ほどの測定の中で 0.02ppm台というのが出るのが大変稀です。</p> <p>善福寺地区の4年間の平均を見ましても、0.037ppm、0.044ppm、0.038ppm、 0.030ppmということで、今もお話に出ましたけれども、現状の把握をまずきちんと していただいて、予測もきちんとしていただきたいというのは、杉並区の区民、区 ともに願っていることなので、都や国に対してきちんとそのことを示していかないと いけないと思います。</p>
U 委 員	<p>今の数値ですけれども、0.028ppmと0.041ppmというのは、2倍とは言いません が、相当な数値の違いですけれども、この予測をするにあたって、今おっしゃった ように現状を把握することと、各自治体が何年達成の努力目標として数値を出して いますけれども、この数値が出てくるとすると、その努力目標の数値が達成された ことを前提にして、32年と42年を出しているのではないかと、それ以外に考えられ</p>

	<p>ない数字ですけれども、この環境数値において、今まで目標数値が確実にクリアされたということはほとんど経験をしていないと思うんです。</p> <p>ですから、本当に住民を説得していい環境の中でいい道路をつくりたいという思いが、ないということはないと思うのですが、あるのでしたら、説得力のある数値を出していかないとと思いますので、ぜひその点もこの審議会としての意見表明に表していただきたいなという気がいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>数値というのは、私は昔から気温、湿度といったものを測っていますから、よくわかるんですけれども、大気汚染物質についてもそうですが、幅があるんです。日によって幅がある、また、天候ですから、風とか温度とかいろいろな条件によって変わってくる。もちろん都会ですと逆転層というのが発生した場合、普通、温度というのは高度を増すに従って下がっていくわけですけれども、逆になる場合もある。そうすると粉じんなどが3倍とか4倍になるケースがあるんです。ですから、データをとるとというのは一番難しい話です。</p> <p>だけど、今回のレポートを見ても平均値で押してくるんです。ですから、季節ごとの平均値で持ってきて、全体の幅がこうだと、一年中のものは、四季別に平均値を出してそれで幅をかくわけです。本来だったら、最大値とか最小値といったものがどういうふうに生活に影響するのか、体に影響するのかということですが、平均値というのはわかったようでわからない。皆さん方感じていらっしゃる毎日の平均気温というのがそうだと思うんです。平均気温と言われたってわからない。最低気温は何度で、最高気温と。一般的に気象屋さんには最高気温と最低気温とを足して2で割れば平均値という扱い方をとるんです。だからわからないんです。</p> <p>この値というのは数字の取り扱い方にもよると思うんです。先ほどM委員から実測値の話がありましたけれども、数値というのは人によっていろいろあるというか、主張なさると思うんです。だから、その測定手法をはっきりして、また解析手法もはっきりつけておかないと、読めないのがあるんですよ。その辺もあわせて今回言われた方がいいのかもしれないですね。</p>
<p>S 委 員</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>素案の1から15、その他を除いて15項目ございますけれども、外環に対する環境影響ということなんですけれども、それに対しての項目が15、この項目で完璧と、ほかに審議する項目はないということですか。</p> <p>前回お配りした青い資料ですけれども、今回、環境影響評価方法書というのがございまして、方法書のときにどこの項目を検査する必要があるということを決めて</p>

S 委 員	<p>おります。この中に一覧表がついておりまして、その中でどこを評価するかということがあらかじめ決定されていますので、その項目でやっております。</p> <p>この中で15にまとめていますけれども、実際にはもうちょっと細かい評価になっております。例えば植物で言いますと、重要な種及び群落と緑の量は別項目になっていますし、景観でも主要な眺望景観と市街地と地域景観等に分かれていますけれども、今回、意見の少ないものもごさいますので、まとめさせていただきました。</p> <p>では、一応これで網羅しているということですね。これでそれぞれの項目の答申をするという項目が出ているわけですがけれども、これを見ると15までの内容からいって、これを答申する。この審議会ではこういうふうな意見を持っていますよということですよ。だから、せっかく素案ができていますから、これでいいのかどうかということをまずは審議しないと。この素案でいきますよということを審議会で審議をして結論を出さないと、この項目に関係ない話をしていても、審議会は成り立たないと思うんです。</p> <p>せっかくこのレジュメがあるのに、そのことに関して、3番の騒音ではこの4項目でいいですかというふうな話をしていけないと。いつまでたってもまとまらないように、思うんです。今、聞いていて、意見を言ったのは素案ができる前の意見を言っているような感じがしますけれども、いかがでしょうか。項目別に、これを早く決めた方がいいんじゃないですか。</p>
会 長	<p>最後に決めさせていただきますけれども、最初にご審議願った全体的な意見、それから、それ以降、今、事務局からご説明がありましたように、準備書に載っている環境項目、それぞれ項目を追って書いてあるわけですね。この書き方がどうかという点も読みながら、皆さん方からご意見を頂戴しているところです。それから、大気質について数多くいただきましたけれども、これについては大変重要で、こういったことだというので、ご意見を含めていただいているわけです。後ほどその辺、審議で総括をとらせていただきます。</p> <p>ほかにごさいますか。</p>
U 委 員	<p>個別のことではなくて、日本語の、書き方のことでちょっと気にかかりますので、お伺いしたいんですけれども、例えば1ページの全体的な意見のところ、○が5つございましてね。その一番最後の締めくくりの言葉が、最初は「いただきたい。」、次は「同様です。」、「考えます。」、「要望します。」、それから、次にいきまして「望みます。」、それから、もっと後ろの方に行きますと、「明示</p>

<p>T 委員</p> <p>会長</p> <p>T 委員</p> <p>C 委員</p>	<p>すべきです。」、「必要です。」というふうな、この辺の使い方ですけれども、意識してこのように書かれているのか。</p> <p>審議会としてはそういうふうにしていただきたいと言っていくんだと思うんですね。「すべきです。」というのはあり方論を言っているので、審議会としての言い方としてはどうかと思います。非常に単純な日本語のことですけれども、そんな感じがいたしましたので、この辺は重さとか思いとかを変えてこのような言葉にしているのかなということ、さっきから思いながら見ておりましたけれども、どんなものでございましょうか。</p> <p>それと関連することについて、私もこの最後の締め言葉に引っかかっていたんです。イメージとしてどれもこれももうますぎると、もうちょっと明確に、お願いするという姿勢だけの必要はないのではないかなと感じているんです。確かに「べきである。」というのはあるべき論ということなので、文言に多少問題があるかと思うんですが。</p> <p>「いただきたい。」とか「望みます。」とかいうことで、すべてがそういうレベルの意見書になっておりますので、意見書ではなくて、要望書的なニュアンスに個人的には受け止められるので、意見書としてこういう意見を申し述べますといったようなことが受け止めていただけるような文言を使いたいと思います。</p> <p>私どもは、今ご指摘の点、気がついておまして、3種類ぐらいの「すべきだ。」、「いただきたい。」、「望む。」と、その辺のニュアンスで分けたようなことがございます。もうちょっと強くというなら、どこの部分を変えるといいよというご指示をいただければ、そういうふうに直させていただきますけれども。</p> <p>では、ついでですから。私が発言したところで、1の全体の、2ページの大気質の上のところですね。「地上部の外環ノ2について云々」と。「進めることには疑問があります。」と。これは疑問のレベルではないのではないかと。せめて「問題があります。」というようなことではなからうかと思います。そんな状況ではないかと思えます。</p> <p>今の上の段の「なお、指摘する項目には、方法書に基づく予測項目以外のものもありますが、必要に応じそれぞれについて追加調査を行い、事業を進めていただきたい。」この部分を「追加調査を行うべきだ」というような形にぜひお願いしたい。事業を進めていただきたいというのはまた別問題になってくると思うんですね、これは準備書ですから。そういう点でも一言お願いします。</p>
---	---

<p>○ 委 員</p>	<p>今のご意見にも関連していることなのですが、これでこの審議会としての答申を区長にして、区長からまとめてまた答申を出されるわけですね。当然、今ここに出ているようないろいろな全体意見から、十何項目かの意見を踏まえてお出しになると思いますので、その答申の位置付けというのはどう考えていって、今後、運び方はどういう運び方になっていくのか。その辺はどう考えたらいいんでしょうかね。</p>
<p>会 長</p>	<p>部長、いかがですか。お願いします。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>今日皆様から出た意見を踏まえて、全体を通して非常に厳しく、また、慎重な、より詳細な調査をした上で対応すべきだというようなご趣旨のご意見が多いのではないかと思います。当然、区長の立場でも、この環境清掃審議会の素案に基づいていただいた意見を踏まえて、区長の意見を明確に入れていくことになると思いますので、今いろいろとお話をいただいているような趣旨を踏まえた区長の意見になるだろうと、この意見を10月10日までに都にお伝えするという対応になると思います。</p>
<p>○ 委 員</p>	<p>そういう意味では、区長の答申が出た後の見通しというか、そのまま事業段階にというのは、この中に事業を進めて欲しいというのがありましたので、そのまま事業に流れ込んでいくということではもちろんないと、区としての意見を区長がきちっと出された上で、あとは都の方でいろいろな区と相談をしながらやっていく。そこで一たん立ち止まることもあり得るし、というふうに考えてよろしいんでしょうか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>以前にこの青い冊子の裏の手續をご説明したかと思うんですけども、これは東京都に区長の意見を出しますので、それを踏まえて東京都の環境影響評価審議会にはかることとなります。その段階で、環境影響評価の専門的な権威がいらっしゃいますので、その中で審査をしていくという流れになると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>大体よろしいですか。ほかにございますでしょうか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>先ほどちょっと大きなご指摘があったと思いますが、ハーフインターチェンジ、外環ノ2ですか、それをもうちょっと強い表現で、例えば不要で、必要なしといった意見がお二方ほどあったと思うんです。今回は環境影響評価に対する意見ということになりますので、環境にどういった影響があつて、これについて必要性が薄いとか考えるのかとか、そういった表現も必要かと思います。この辺の扱いを確認させていただければと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>先ほど出たことの確認ということでしょうか。杉並区はインターチェンジができ</p>

	<p>ると地域の分断だけではなくて、交通量が多くなる、地下を掘り起こすという意味で、環境への影響はインターなしに比べると大変大きくなるということで、反対してきていると思うので、先ほどもあったように、それぞれの影響が大きくなると区にとっては大変大きな被害であるということだと思います。</p> <p>外環ノ2ということになりますと、新しい道路をもう一つつくることですから、現在のこれでは環境影響評価の対象外とされていますけれども、そのような大きな負担を、地下の道路以上にまた背負うということは、杉並区の環境被害が大きすぎるということではないでしょうか。</p>
<p>会 長 K 委 員</p>	<p>では、お一方ずつ。K委員、それからT委員、V委員。</p> <p>前回、会長から明確にご回答いただいたと思っているわけですが、経済効果に対して疑問があるということをおははつきり申し上げてきたわけです。それに対して、経済効果につきましても、この環境問題と直接はかかわりないんだけど、審議会の皆さん方の中で、それについても答申の中に入れていいということがあれば、当然、答申の中に入れますという明確なご回答をいただきました。</p> <p>今回につきましても、外環ノ2は要らないということについては、経費が倍かかるわけですよ。何としてもこのつけを子どもや孫たちに残したくない、最小限でやりたいというのが一つの大きな「要らない」の理由です。それから、この間も現地を歩かせていただいて、静かなまち並み、景観を壊したくない。</p> <p>仮に今のインターの部分だけだったらしようがないにしても、例えばそれ以降の南側になるんですかね、地図の上でいうと左側になりますけれども、そういうきれいなまち並み。そのまち並みを分断するような外環ノ2というのは全く不要ではないかというふうに、この間歩かせていただいてつくづく感じたところがございますので、前回の追加意見の中にはそれを入れておりませんでしたけれども、今回改めてお願いして、入れていただきたいということでございます。</p>
<p>T 委 員</p>	<p>今、環境課長からのお話の内容は、それでは一体どう書けばいいのか、どう表現すればいいんだいというご指摘と受け止めたんですね。そういう意味合いで、私はこういうふうに書いたらいいのではないかということです。そこは、外環ノ2のところ、先ほど既にお話ししましたが、本日のお答えの中でも外環ノ2は全道にわたって交通量が環境影響評価の中に入れてあるんだというお答えがありました。それから、青梅インター等の側道における外環ノ2とラップして表現されているものについては、どちらで評価に入れたかはわかりませんが、入っているといたお</p>

	<p>答えがあったと思うんですね。</p> <p>その辺を踏まえて、外環ノ2のインター付近の側道あるいは附属道として扱われるところと、大深度地下で処理をしている部分の外環ノ2の環境影響評価というのを明確にして、対象外になっているのかどうかというのを明確にしてもらうように、意見を出したいと思うということです。</p>
V 委員	<p>私が反対しているのは、基本的に東京都の環境道路有識者委員会というのが出した回答、それに対して大深度地下インターなしという原則があったわけですね。地元の意向を踏まえてということで、地元の意向、杉並区はインター要らないと、現実には今の青梅街道インターはハーフですけれども、まさに杉並と練馬の境にあって、この影響というのは大気などは全く同じ条件で杉並に影響がある。水についても、大深度をやめてしまうと、浅くなっている部分がかかなり大きな影響を与えますので、根本的にその趣旨を曲げているし、もしインターをつくるのであれば、杉並側の意見としては、本当は、地理的には富士街道の方につくって欲しい、私は切実にそう思います。まあ、富士街道にはとても無理だと思いますが。本来この外環がなぜできるかという、高速道路同士をつないで、外を逃がすという発想ですから。杉並がインター要らないと、練馬が要るとおっしゃっているんでしょから、この問題は別の問題として考えなければいけないんですけれども、水、大気、振動も含めて、杉並はそれによる影響が非常に大きい。</p> <p>しかも、大深度の良さを寸断してしまうインターというのはできるだけ避けた方がいいというのが、この道路をつくるためには大きな問題だと思いますので、その点でインターなしというのを再度、影響評価と別に意見として杉並としては出していきたいというのが私の意見です。インターがなくなれば外環ノ2も必要ないので、それに伴って現時点では外環ノ2も要らないと、認めないという意見が正しいのではないかと考えております。</p>
C 委員	<p>私は、今いろいろ出された点につきまして、放射5号線のときに意見書をつけて、都市計画審議会に提出したという経過があります。そういう点では、今日の審議の中で慎重に丁寧にやるというのが筋だろうという点で、どうしても一言加えていただきたいのは、拙速に行うべきではないということをぜひ加えていただきたいなと思っています。</p>
会長	<p>ほかのご意見はございますでしょうか。なかなか発言しにくいという面もおありかもしれませんが、差し支えなかったら。</p>

	<p>事務局にお聞きしますけれども、インターまたはハーフインター、それから、外環ノ2について、この準備書の意見で触れないで、それよりも前段というか、何らかの形で区長意見として含めるという方法もあると思うんですね。座りとすれば、そういう考え方の方が、準備書に対しての意見という場合にはよろしいかと思うんですね、与条件がこういうことだということで。そうでないと、全体的な意見のところにはダブって、わずかでも顔を出すのはいいと思うんですけども、それを絶対的な条件としてボンと書くのも。</p> <p>準備書というのは、いわゆる準備書を当局がつくって、それに対してのご意見を社会、それから国民、また、自治体とかいろいろな関係機関から話を聞いて、準備書の次に本格的な環境影響評価書にいくわけですね。ですから、ルールに乗ったことについて書く方が有効的だと、本来的だと私は理解しているんですが。</p>
環境清掃部長	<p>今、会長からも貴重なご示唆をいただきました。また、今日の会議でも多方面から概して厳しい、慎重にやれという趣旨のご意見をたくさんいただきました。そういった意見を全体として踏まえて、この審議会の答申案を作っていくと考えております。</p>
会 長	<p>皆さん方、いかがでしょうか。</p>
K 委 員	<p>作っていただくのは結構ですけども、最終的に全員の委員が目を通すという機会、またさらにここをこう修正していただきたいということは可能なんですか。</p>
環 境 課 長	<p>それは可能だと思いますけれども、時間的に9月いっぱいということでお願いしていますので、一たんこちらで原案を作成しまして、皆様のもとにお送りするというので、限られた時間の中ですけども、そういったことは可能ではないですか。</p>
K 委 員	<p>そうすると、こういう形で全員が集まって議論をする、あるいは、いろいろな委員の方のご意見をお聞きするという機会はこれが最後ということになりますか。</p>
環境清掃部長	<p>今日は十分にお聞かせいただきましたので。</p>
K 委 員	<p>ということは、もし意見を出させていただくとしたら、あくまで個人意見というか、K委員ならK委員としての意見を出させてもらうということになるんでしょうか。</p>
B 委 員	<p>あと1回、夜でも持たないと、まとまらないですよ。この文面でいいですかという、最後の確認の1時間でも2時間でも。</p>

会 長	<p>では、皆さん方にお伺いしたいんですけれども、今日は多方面からいろいろご意見を頂戴してありがとうございました。今後の問題なんですけど、ただいま出ておりますけれども、今日いただきましたご意見、加筆・修正の部分があると思います。また、文章の書き方の問題もあるし。それを事務局と相談してここ1週間か10日ぐらいで整理させていただいて。皆さん方に一度、ご意見というわけにはいかないですよ、できたらよく言われる「会長一任」というのでお願いできたら、私としては一番よろしいのでございますけれども。そして、それをまた皆さん方にお送りするということですね。こういった形でまとめましたよということでお送りするということです。</p>
T 委 員	<p>こういう内容で答申するよという意味ですか、答申したよという意味ですか、今のお話は。「したよ」ですか。</p>
P 委 員	<p>そうですね、お返事がくるということは「したよ」でしょうね。</p>
環 境 課 長	<p>その前に、今日の意見をいただきまして、原案にして皆さんのところに1回お送りして、あまり時間がなくて大変申しわけないんですけれども、限られた時間の中で、再度、意見があれば送っていただくという形で。その後、決まったものについては皆さんにお渡しする。</p>
U 委 員	<p>やり方はいろいろと思うのですけれども、時間的な余裕を考えても、何度もというのは無理だというのは理解しております。今日皆さんからいろいろご意見が出ておりますが、その辺を事務局も会長も十分お汲み取りいただいていると思いますので、ここで、例えば会長がおっしゃったように会長一任ということの意味としてあらわしておきませんと、また繰り返すということになって、送っていただいたものにまた意見という、その往復がほとんど不可能になりますので、皆さんの意見を汲んでいただくという信頼をしておりますので、会長さん一任ということで一定の仕切りをしておかないと、区切りがつかないのではないかという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。</p>
P 委 員	<p>答申というのはそういうもの。後から答申したものをまた戻してという会議なんて見たことない、聞いたことない。</p>
会 長	<p>今、U委員からもご発言がございましたけれども、お任せ願えますでしょうか。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)</p>
U 委 員	<p>一たんまとめていただいて、送ってくださいますよね。それについて、一回意見を出して、最終のものについてまたいろいろ意見が出てくるとは思いますけれども、</p>

	<p>そのまとめについて会長さんに一任する、最終一任をするということで。その間に時間的余裕があれば、1回送っていただいて、意見を出してというふうなことがあれば、皆さんもある程度納得なさると思いますので、ぜひそこはよろしく願いいたします。</p>
T 委員	<p>その意味の一任なら、私はそれで結構です。こんなところでまとめるよ、これでいいねというのを返していただいて、ただし翌日出すから徹夜で見てちょうだいよというんでしたら、それはそれで対応するかしない、できるかできないかということでもよろしいんじゃないでしょうか。</p>
会 長	<p>今、U委員言われましたように、できるだけそういった方向で私どももやらせていただきたいと思います。ですから、一応まとめて、それから皆さん方にお送りして、それからあとは私を信頼していただけたらと思います。</p>
K 委員	<p>最終的なものはいただけるわけですね。</p>
会 長	<p>そうですね。そういうふうな手順をとらせていただく方がいいと思います。問題が大きいですから、慎重にやらせていただきたいと思います。</p> <p>では、よろしいですね。どうも長時間にわたりましてありがとうございました。その他ということで、事務局、ほかにございましたら。清掃管理課長。</p>
清掃管理課長	<p>お知らせというか報告をさせていただきたいと思います。杉並区の清掃リサイクル事業でございますが、杉並区の一般廃棄物処理基本計画を指針として事業を実施しております。現在の基本計画は平成15年度を初年度として、29年度までの15年間の計画期間としております。計画はおおむね5年ごとに改定することといたしております。社会・経済情勢の大きな変化等がございましたら、その都度変更を行うとしております。</p> <p>現在の計画は、策定後5年目を迎えようとしているとともに、廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格実施を平成20年度に予定しているところでございます。清掃リサイクル事業を取り巻く環境も大きく変わろうとしているところでございまして、こうしたことから平成20年度以降の基本計画の見直しを行いたいと考えております。</p> <p>つきましては、次回の環境清掃審議会に、杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び杉並区環境清掃審議会条例の規定によりまして、諮問をさせていただく予定でございます。なお、大変恐縮でございますが、答申につきましては、杉並区実施計画の改定時期や平成20年度予算編成との関係もございまして、平成19年6</p>

	<p>月ぐらいまでにいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>はい、わかりました。</p> <p>課長、どうぞ。</p>
環 境 課 長	<p>次回の日程の確認をお願いしたいと思います。次回は候補が3つございまして、11月16日の午前中、11月17日の午前か午後、その3つで調整をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご都合の悪い方、挙手をお願いしたいと思います。11月16日の木曜日、午前にご都合の悪い方、3人。それから、17日の金曜日の午前中、ご都合の悪いの方。3人。それから、17日の午後、ご都合の悪い方、2人。</p> <p>B委員、恐縮でございますけれども、1名でも欠席の少ない方ということで、11月17日の金曜日の午後、お願いしたいと思います。</p> <p>これはよろしいんですか。</p>
環境都市推進 担 当 課 長	<p>では、環境都市推進担当課長の方から。10月14日・15日にございます、今年度の環境博覧会のチラシができましたので、皆様の席上にお配りさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>17日の午後2時でいいですか。</p>
環 境 課 長	<p>2時で結構でございます。</p>
会 長	<p>では、いつもどおり2時からというふうにさせていただきます。</p> <p>では、よろしいですか。</p> <p>どうもご熱心に長時間にわたりましてありがとうございます。ありがとうございました。</p>
	(終 了)